

# 柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領

## 1 目的

この要領は、柏崎市が発注する財務部契約検査課所管の制限付一般競争入札工事、指名競争入札工事、地質調査業務委託及び公募型指名競争入札工事（以下「発注工事」という。）について、入札契約手続における透明性、公平性を図る観点から、入札閲覧設計書に関する質問書の提出及び質問書の回答に関する必要な手続を定めることを目的とする。

## 2 対象工事

この要領は、原則として、すべての発注工事について適用する。ただし、閲覧期間が極めて短いもの等、この要領によることが適当でないと認められるものは、対象工事から除くことができる。

## 3 質問書の提出

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札閲覧設計書（設計書、図面、仕様書及び現場説明書等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧設計書に関する質問書（別記第1号様式。以下「質問書」という。）を提出することができる。

### (1) 提出方法

別記第1号様式をメールにより契約検査課長に提出すること。

### (2) 提出期限

入札日から起算して5日（新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）前の午後5時までとすること。

## 4 質問への回答

### (1) 質問回答書の作成

質問書の受領後は、設計担当課長が質問回答書（別記第2号様式）により契約検査課長に提出する。この場合において、類似す

る複数の質問書については、一括して回答することができる。

(2) 質問への非回答

質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しないものとする。

5 回答方法

質問への回答期限は、質問提出期限の日から起算して3日（休日を除く。）以内とし、回答は、入札参加者全員に対してメールで質問回答書を送付することにより行うものとする。

6 質問回答書の取扱い

質問回答書は、入札後、設計に係る決裁文書に添付して保管する。

附 則

この要領は、平成21年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月7日から適用する。

第 1 号様式

入札閲覧設計書に関する質問書	
工事名 業務名	
質問者名	会社名： 代表者名： 連絡先：電話 メール 質問者：
入札予定日	平成     年     月     日（     ）
提出年月日	平成     年     月     日（     ）
質問事項	

- 注 1 質問書は、財務部契約検査課に提出してください。
- 2 質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しません。
- 3 質問の回答は、質問提出期限の日から起算して3日（休日を除く。）以内に、入札参加者全員にメールで質問回答書により回答します。

第 2 号様式

契第 号  
平成 年 月 日

入札参加予定者 様

柏崎市長 印

工事・業務の質問について（回答）

このことについて、柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領に基づき、下記のとおり回答します。

記

入札閲覧設計書に関する質問回答書	
工事名 業務名	
入札予定日	平成 年 月 日（ ）
提出年月日	平成 年 月 日（ ）
質問事項	回 答